



# 必ずお読み下さい。6・7月号

TEL 058-263-4236 FAX 058-263-9555



## 源泉税個別指導日のご案内（前号案内済み）

納期の特例を受けておられる方々の、1月～6月分までの源泉税の納付は、7月10日が期限です。1日でも遅れると加算税がかかりますのでお忘れなく納税して下さい。

ご不明な点があれば、下記により個別指導日を設けましたのでご利用下さい。

- 1. 日 時 7月1日（月）～10日（水） 午前9時～午後3時30分  
（但し、土日は除く・正午より午後1時までは昼休みをいただきます。）
- 1. 場 所 当会会議室
- 1. 持参品 源泉徴収簿等源泉税関係書類、納付書

昨年分もご持参下さい

**「平成」が印字された納付書をそのまま引き続き使用することが出来ます。書き方は、別紙を参考にして下さい。**

※年末調整関係書類を「手書き」しなくても良いサービスを行っております。（有料）

ご希望の方は、上記「源泉税個別指導日」にお越しの際に、申し出て下さい。詳しくは事務局まで！

### 会計ソフト「ブルーリターンA」講習会（未購入者）

- ★会計ソフトを使ってみたい、でも、どこのソフトを使用したらいいかわからない。
- ★今まで1時間かかって帳簿記帳がなんと30分に短縮になるかもしれませんよ！
- 又、事業・農業・不動産所得者の方（事業的規模）で、10万円控除だった方、65万円控除になりますよ！ぜひ、この機会に講習会に参加してみてください。**先着10名**に「単年度版ブルーリターンA」のソフトを無料インストール致します！
- 日 時 令和元年8月22日（木）午前9時30分～（5名）  
午後1時30分～（5名）
- 持ち物 ①平成30年分の申告書・決算書控え  
②現在、記帳してみえる帳簿及び通帳等  
③パソコン（ノート型のみ）・USBメモリー
- その他 ①古いパソコンをお持ちの方OSの確認が必要です。  
②公共交通機関等を御利用下さい。

令和2年分から、青色申告特別控除が65万円から55万円へ引き下げられます。65万円控除を引き続き適用させる場合は、電子帳簿保存法の適用かe-Taxの利用が必要となります。

**マイナンバーカード取得のお願い。**  
当会では、イータックスの普及に努めております。マイナンバーカード取得のために、時間がかかるそうです。早めの手続きをお願い致します。

### 事務局からのお知らせ

- ※下記日程は、事務局を閉館させていただきます。
- 7月12日（金）視察研修会のため（午後）
- 8月13日（火）～15日（木）お盆のため
- ご迷惑をお掛けしますが、宜しくお願い致します。また、上記以外に閉館する場合は、HPにてご連絡致します。



### 青年部 行事予告 「異業種交流会&勉強会」

- 日 時 令和元年10月3日（木）午後6時30分を予定
- 場 所 当会会議室
- 勉強会テーマ 「税務調査はこうして行われる！！」
- 講師 高木義行税理士事務所 高木義行先生
- なかなか聞けない、税務調査のお話をして頂きます。特に、個人事業主の税務調査にテーマを絞ったの予定となっております。（勉強会テーマは変更になる場合があります。）
- 参加申込等は、次回、会報にて連絡します。

### ★労働保険の事務を代行します★

当会では、他人従業員さんに対する労働保険事務組合と一人親方（建築関係）の労働保険事務組合を行っております。他人従業員を一人でも使用する事業主は、業種を問わず労働保険に加入しなければなりません。労働保険の事務処理にお困りの事業主の方・・・青色申告会の労働保険事務組合への事務委託を御利用下さい。また、他人従業員を使用しないで建設業等を営んでいる一人親方の労働保険の特別加入も受付けておりますので、詳細等お気軽にお問合せ下さい。（なお、事務組合に加入する場合は、会費以外に組合費等が発生します。）

### ★無料法律相談（予約制）のお知らせ★

- 毎月第4水曜日①午後1時②午後2時③午後3時
- ※予約が無い場合は、お休みします。
- ※2回目以降の継続相談は有料です。
- ※協力：弁護士法人岐阜合同法律事務所

〒500-8812 岐阜市美江寺町1-5 岐阜北青色会館2階 岐阜北青色申告会  
TEL 058-263-4236 FAX 058-263-9555 発行 令和元年6月  
©岐阜県 清流の国ぎふ・ミナモト #0117



友だちだからお得な情報届けます。

**LINE@**  
友だち募集中。



## 総会報告

去る5月23日に、当会会議室におきまして代議員総会が開催されました。当日は、岐阜北税務署の山本筆頭副署長様をはじめご来賓を迎え、後藤会長を議長とし、平成30年度の事業報告並びに収支計算報告、令和元年度の事業計画（案）並びに収支予算書（案）の議案が提出され原案通り承認可決されました。

一般社団法人として1年を終え、更なるスタートに際し、今まで以上に更なる会員サービスの充実と組織力の向上のため、役職員とも鋭意努力して取り組んでまいります。今後とも皆様のご支援ご協力を宜しくお願い申し上げます。

（なお、総会資料、定款、各種規則は事務局に備え付けてあります。）

**新規会員募集中！！**  
**会員さんをご紹介下さい！！**

**ご紹介頂いた方に、4,000円**  
**をプレゼント！**

**ご入会頂いた方に、粗品をプレ**  
**ゼント！**

★小規模企業共済加入促進運動★  
小規模企業共済加入、又は増額の加入促進運動を行っております。まだ、小規模企業共済にご加入されて見えない方や増額を希望される方は、事務局で申込手続きができますのでお気軽にお越し下さい。なお、加入又は増額の際に、必要なものがありますので、お越しの前に、一度事務局へお電話ください。小規模企業共済は、確定申告の際に、全額、所得控除になります！

安心 安全

国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、  
不安がある

自分で積み増しするには、  
どんなものがあるの？

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします

## 制度の特長

### 1 経営者のための 退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

### 2 掛金は 全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

### 3 受取時も 税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

